

相生市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)の概要

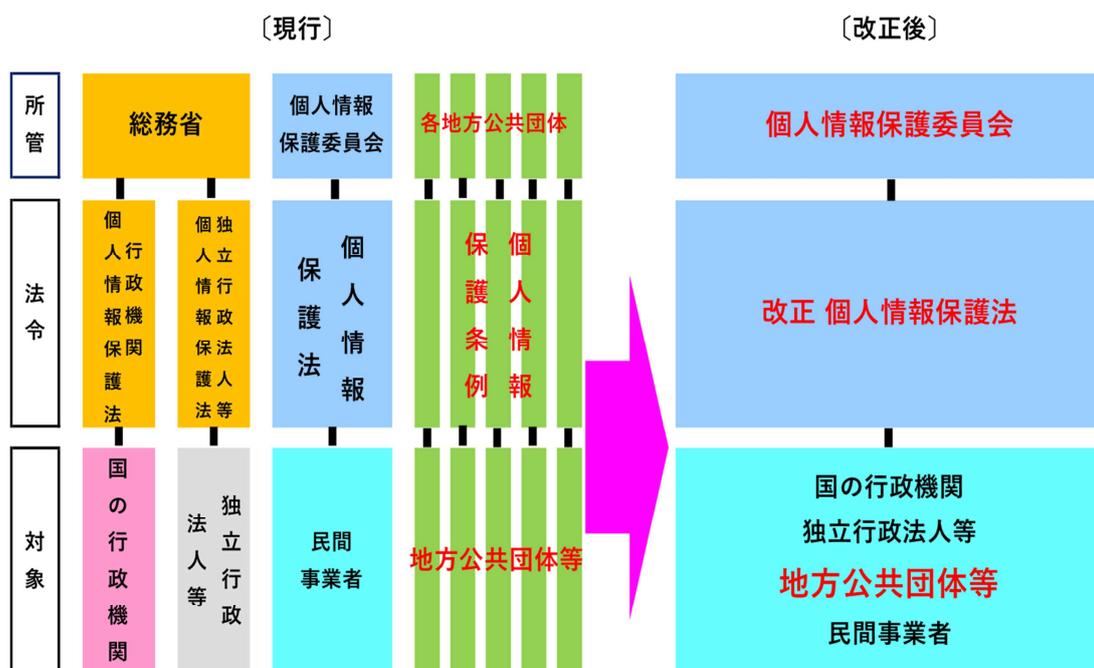
令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）が改正され、地方公共団体に適用される部分は、令和5年4月1日に施行されます。これにより独自の個人情報保護条例を制定していた地方公共団体に、個人情報保護法が全国共通ルールとして一律に適用されることとなります。

相生市の個人情報保護制度は、相生市個人情報保護条例（以下「現行条例」）から今回改正された個人情報保護法（以下「改正法」）によることとなるため、現行条例を廃止し、新たに改正法から委任された事項等を規定する改正法の施行条例を制定します。

今後は、改正法の規定に基づき、引き続き個人情報の保護を適正に行ってまいります。

1 法改正の概要

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の行政機関である個人情報保護委員会に一元化するものです。



2 条例の制定について

現行条例を令和5年3月31日で廃止し、令和5年4月1日から相生市においても改正法が適用されることに加えて、改正法で委任された事項等を定める「相生市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「法施行条例」）を制定します。

3 法施行条例の概要(案) について

(1) 法施行条例で定める必要がある事項

ア 開示請求に係る手数料（改正法第89条第2項）

地方公共団体に対する開示請求については、手数料の額を条例で定める（無料も含む。）こととされています。

現行条例では、個人情報開示請求に係る手数料は無料とし、実費費用のみ徴収しているが、公文書公開請求に係る手数料は、1件当たり300円の手数料と実費費用の負担を規定しており、国においても、開示請求1件当たり300円の手数料とされています。

また、相生市では、「相生市使用料及び手数料の設定基準」において、行政サービスの利用者（受益者）と未利用者との負担を公平に扱う観点から、利用者であれば一定の料金を負担することを原則としていることから、公文書公開請求に係る手数料と同様の手数料を徴収する予定です。

(2) 法施行条例で定めることが許容されている事項

ア 条例要配慮個人情報（改正法第60条第5項）

現行条例と改正法における要配慮個人情報に該当する項目が同じであることから、市独自で項目を追加する予定はありません。

イ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（改正法第75条第1項）

改正法第75条において、個人情報ファイル簿（本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは除外）の作成と公表が義務付けられています。

相生市では、現在、本人の数に関わらず、個人情報を含む全ての個人情報ファイル簿を作成していますが、今年度中に、個人情報ファイル簿の更新の上、1,000人未満のものと、1,000人以上のものを整理し、国同様、本人の数が1,000人以上のものについて個人情報ファイル簿とし公表することとし、法施行条例に規定は設けない予定です。

ウ 情報公開条例における「不開示情報」との整合（改正法第78条第2項）

不開示情報の追加は許容されていませんが、相生市情報公開条例第7条に定める「不開示情報」との整合を図ることはできるとされています。

現行の相生市情報公開条例で規定している不開示情報と改正法第78条第1項に掲げられている情報とに齟齬は生じないため、法施行条例に規定は設けない予定です。

エ 開示決定等の期限（改正法第108条）

開示決定等の期限は、改正法では原則30日以内、延長60日以内と定められているが、短縮する場合は、条例で定めることができます。

現行条例において、原則15日以内、延長60日以内としており、過去の実績において、開示決定等が15日以内に処理できてなかった事案は1件のみであり、改正法どおりとする実務上の必要性に欠けるといえる。

また、現行条例より開示決定等の期限を延ばすことは、行政サービスの低下と考えられることから、開示決定等の期限を現行同様原則15日以内と規定する予定です。

・改正法：開示決定期限 30 日＋延長期間 30 日＝合計 60 日

・現行条例：開示決定期限 15 日＋延長期間 45 日＝合計 60 日

オ 行政機関等匿名加工情報の提供（改正法第110条及び第111条並びに附則第7条）

「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報です。

改正法に基づき、都道府県及び政令指定都市においては民間の研究機関等民間事業者への提供が義務付けられますが、その他の市町村については、当分の間、制度導入は任意であり、義務を課せられていません。

相生市では、これまで提供制度に関する問合せはなく、現時点で需要が見込まれないため、本制度の導入を見送ることとし、手数料に関する規定は設けない予定です。制度導入の時期については、今後検討してまいります。

カ 審議会等への諮問機関について（改正法第129条）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、条例で定めるところにより審議会に諮問できるとされています。

国の説明では、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合、目的外

利用制限等について、類型的に審査会等への諮問を要件とする条例は許容されないとしており、個別の事案について審議会の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられます。

しかし、制度の運用や在り方、地域の特殊性に応じた必要性から独自の施策を実施する場合などにおいて、第三者機関である審議会による専門的な知見に基づく意見は、適正な制度運用にとって重要なものであるため、規定を設ける予定です。

については、現行の「相生市公文書公開・個人情報保護審査会設置条例」において、現在と同様に審査請求に関する調査審議を行う諮問機関として引き続き設置するとともに、制度の運用や独自施策の実施等に関する内容について審議する規定を追加する一部改正を行う予定です。

(3) 法改正に伴う取扱いの変更等

ア 実施機関（改正法第2条第11項）

現行条例では、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会ですが、改正法では議会を除くと規定されたため、議会については個別に条例にて規定することとなります。

イ 死者に関する取扱い（改正法第2条第1項）

現行条例においては、性質の許す限り、死者に関する情報も含めて取り扱うこととしています。

改正法第2条（定義）においては、個人情報とは生存する個人に関する情報と規定されており、国の説明においても死者に関する情報を個人情報の定義に含めることは許容されないとしています。（亡くなった個人に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の情報として認められます。）

しかしながら、死者に関する取扱いの規定を設け、適正な管理を図るための措置を講じることは妨げられないとされていること、現行条例において別紙のとおり運用しており、今後も必要性があるものと判断することから、改正法による個人情報保護制度とは別に、現行条例と同様の運用を可能とするため、規則等の規定を設け、独自の措置を講じる予定です。

ウ 運用状況の公表（改正法第165条）

改正法では、個人情報保護委員会が行政機関の長等から報告を受け、毎年度、報告の概要を公表することとされています。

相生市の主体的な公表体制を通じて、市民への説明責任を確保する趣旨から、これまでの運用を継続することとし、毎年1回、運用状況を公表することを規定する予定です。